

入札心得書

(趣旨)

第1 この心得書には、沼津市広告付き庁舎案内図板等設置業務の一般競争入札（郵便入札）に参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

(入札参加者の責務)

第2 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、この入札心得書のほか、令和7年度沼津市広告付き庁舎案内図板等設置事業者募集要領（以下「募集要領」という。）及び沼津市広告付き庁舎案内図板等設置業務仕様書の記載事項を熟知のうえ、入札に参加してください。

(入札参加資格)

第3 次に掲げる条件をすべて満たす事業者とします。

(1) 法人又は個人の所在地

本市と円滑な連絡調整ができる地域に本店、支店、営業所若しくは事業所を有する者であること。

(2) 国又は地方公共団体において類似業務の実績を有する者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 沼津市広告掲載基準第3条の規定に該当するものでないこと。

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を現に受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主催者又はその構成員でないこと。

(6) 市町税を滞納していない者

(入札参加申込)

第4 入札参加希望者は、市が指定する日までに、次の(1)に掲げる書類を沼津市財務部資産活用課に提出してください。なお、指定する日までに、必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

(1) 提出書類

ア 沼津市広告付き庁舎案内図板等設置業務申込書

イ 入札書（第1号様式）

ウ 広告付き庁舎案内図板等設置業務実績申告書

エ 誓約書

オ 事業者の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）

カ 印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）

キ 設置する庁舎案内図板等の仕様・寸法・消費電力が記載された書類（カタログ等）

ク 直近の事業年度分法人市町民税の納税証明書又はその写し

(2) 入札参加申込書等は、郵送又は持参により提出してください（電送による受付は行わ

ない。）。一般書留郵便又は簡易書留郵便にて募集要領6(1)の受付期間内に(2)の受付場所に到着するようにしてください。一般郵便での提出は受付できません。

(入札)

第5 申込参加資格及び設置機器等について適合と決定された申込者について、既に提出された入札書により、一般競争入札（郵便入札）を実施します。

(入札保証金)

第6 入札保証金は、免除します。

(入札書の留意事項)

第7 入札金額は、算用数字を使って記入してください。

2 入札書は、黒インクの万年筆又はボールペンを使用して記入してください。

3 入札書に提示する金額は、年額の広告掲載料（消費税抜き）とします。

4 入札書はすべて代理人ではなく代表者名としてください。委任状は不要です。

5 入札書の日付は開札日としてください。

6 入札書は、申込者（入札者）の住所及び氏名（法人の場合にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）を記入した封筒に入れて封かんしてください。

7 提出された入札書は、封書のまま受付印を押印の上、入札日まで沼津市財務部資産活用課において保管します。

8 提出された入札書については、書替え、引換え又は撤回することはできません。

(入札の無効)

第8 次の各号に該当する者が行った入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者
- (2) 記名押印のない入札をした者
- (3) 金額を訂正した入札をした者
- (4) 広告掲載料その他の事項について、認知しがたい記載をした者
- (5) 入札に関し不正行為を行ったと認められる者
- (6) 同一事項につき2以上を入札した者
- (7) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者
- (8) その他提示した条件に違反して提出された入札書
- (9) 指定する到着期日より後に到着した入札書
- (10) 一般書留郵便または簡易書留郵便もしくは持参以外の方法で提出があった入札書

(入札書の開封)

第9 入札に關係のない沼津市の職員を立ち会わせて開封を行うこととします。入札参加者が立会うことも可能です。ただし、代理人が立会う場合は委任状が必要となります。

(落札者の決定)

第10 設置事業者は、有効な入札書を提出した申込者のうち、予定価格以上かつ最高の広告掲載料（年額、消費税抜き）を提示した事業者とします。

2 市の予定価格以上かつ最高の広告掲載料（年額、消費税抜き）を入札した者が2人以上ある場合は、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合に、くじを引かない者があるときは、入札に関係のない市職員に代わりにくじを引かせ決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

3 設置事業者として決定された事業者には、決定通知を送付します。

（再入札）

第11 入札回数は、2回までとし、2回目も書留郵便または持参による方法で行います。2回目の入札の提出期限、最低応札金額等は、入札参加者宛てにFAX等で連絡します。郵送の方法は1回目と同じです。

2 第8の(1)から(10)までのいずれかの理由に基づき無効とされた入札を行った入札参加者は、再入札に参加することができません。

（落札の通知）

第12 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、沼津市広告付き庁舎案内図板等設置業務契約書（以下「契約」という。）の締結について必要な事項を通知します。

（契約の締結）

第13 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を含む。）に募集要領に添付する契約書の様式にて、契約を締結しなければなりません。ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期日を延長することができます。

2 前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失います。

3 落札者は、契約関係書類の作成に当たっては、実印を用いてください。

（契約保証金）

第14 契約保証金は、免除します。

（支払い条件）

第15 本市の指定する方法により、期日までに広告掲載料及び電気料を納付しなければなりません。支払われた広告掲載料は返還しないものとします。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとします。

2 広告掲載料には、消費税及び地方消費税が課されます。

（契約の解除）

第16 落札者が次の各号の一に該当する場合には、市は契約を解除することができます。

（1）契約後、契約について不正の事実が発見された場合

（2）前各号のほか、法令等又は契約に違反した場合
かし

（瑕疵担保責任）

かし

第17 落札者は、契約締結後、案内図板等設置場所に面積の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても広告掲載料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

(入札結果の公表について)

第18 設置事業者として決定した事業者は、市ホームページで公表させていただきます。

2 沼津市情報公開条例に基づく開示請求がなされた場合には、落札者に関する情報を開示することがあります。